

香川県報



号外 2

平成 17 年

7月15日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規則

- 香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則
（情報政策課、産業政策課、にぎわい創出課） 一
- 香川県駐駐車場規則の一部を改正する規則
（総務学事課） 五
- 香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則
（経営支援課） 六
- 香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則
（港湾課） 六
- 教育委員会規則 七

規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十三号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成十五年香川県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条」の下に、「第一条の二」を加え、「の基準等（第三十四条）」を「第三十四条 第三十四条の三（）」に改める。

第一条中「第三条第六項及び第八条」を「第三条、第四条第六項及び第七項並びに第十条」に改める。

第一章中第一条の次に次の一条を加える。

（利用の承認を要する施設）

第一条の二 交流拠点施設のうち条例第三条の承認（第三十四条の規定により指定管理者が行う場合を含む。）を受けなければならない施設は、次に掲げる施設とする。

一 国際会議場

二 展示場

三 情報通信交流館のうち大研修室、小研修室、多目的ホール、スタジオ、スタジオサロン（専用使用により利用する場合に限る。）及びブロードバンド編集工房

四 産業振興センターのうち事務室

五 多目的広場（専用使用により利用する場合に限る。）

六 大型テント広場（専用使用により利用する場合に限る。）

七 アート広場（専用使用により利用する場合に限る。）

第四条第一項を次のように改める。

国際会議場等に係る条例第三条前段の規定による利用の承認（以下この章において「利用承認」という。）を受けようとする者は、国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・アート広場利用申込書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。

第四条第三項中「第一項の承認」及び「同項の承認」を「利用承認」に改め、同条第四

項中「第一項の承認」を「利用承認」に改める。

第五条第一項中「前条第一項の承認」を「利用承認」に、「承認を受けた事項を変更し

よう」を「当該利用承認に係る条例第三条後段の規定による変更の承認（以下この章において「変更承認」という。）を受けよう」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第三項中「第一項の承認」を「変更承認」に改める。

第七条中「第四条第一項若しくは第五条第一項の承認」を「利用承認若しくは変更承認」に改め、同条第二号中「第四条第一項又は第五条第一項の承認」を「利用承認又は変更承認」に改める。

第八条第一項中「第四条第一項の承認」を「利用承認」に、「承認」を「利用承認」

に改める。

提出しなければ」に改め、同条第三項中「第一項の承認」を「変更承認」に改める。

第七条中「第四条第一項若しくは第五条第一項の承認」を「利用承認若しくは変更承認」に改め、同条第二号中「第四条第一項又は第五条第一項の承認」を「利用承認又は変更承認」に改める。

第八条第一項中「第四条第一項の承認」を「利用承認」に、「承認」を「利用承認」

に改める。

提出しなければ」に改め、同条第三項中「第一項の承認」を「変更承認」に改める。

第七条中「第四条第一項若しくは第五条第一項の承認」を「利用承認若しくは変更承認」に改め、同条第二号中「第四条第一項又は第五条第一項の承認」を「利用承認又は変更承認」に改める。

に、「第五条第一項の規定による承認」を「変更承認」に改める。
第九条中「第四条第一項又は第五条第一項の承認」を「利用承認又は変更承認」に改める。

第十三条第一項を次のように改める。

大研修室、小研修室、多目的ホール、スタジオ、スタジオサロン又はブロードバンド編集工房（以下「大研修室等」という。）に係る条例第三条前段の規定による利用の承認（以下この章において「利用承認」という。）を受けようとする者は、情報通信交流館利用申込書（第四号様式）を知事に提出しなければならない。

第十三条第三項中「第一項の承認」を「利用承認」に改める。

第十四条第一項中「前条第一項の承認」を「利用承認」に、「承認を受けた事項を変更しよう」を「当該利用承認に係る条例第三条後段の規定による変更の承認（以下この章において「変更承認」という。）を受けよう」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第三項中「第一項の承認」を「変更承認」に改める。

第十五条中「大研修室、小研修室、多目的ホール、スタジオ、スタジオサロン又はブロードバンド編集工房（以下「」及び「」を削る。）
第十六条中「第十三条第一項若しくは第十四条第一項の承認」を「利用承認若しくは変更承認」に改め、同条第二号中「第十三条第一項又は第十四条第一項の承認」を「利用承認又は変更承認」に改め、同条第四号中「の規定」を「において準用する第四条第四項の規定」に改める。

第十七条を次のように改める。
第十七条 削除

第十八条中「産業振興センターの」を削る。

第十九条第一項中「を」を削る。
（以下この章において「利用承認」という。）を受けよう」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第三項及び第四項中「第一項の承認」を「利用承認」に改める。

第二十条第一項中「前条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条第三項中「前条第一項の承認」を「利用承認」に改め、「者」の下に「（以下「事務室利用者」という。）

を、「により」の下に「第一項の」を加え、「産業振興センター利用期間延長申込書（第八号様式）を知事に提出し、その承認」を「当該延長する期間について、新たに利用承認」に改め、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（利用の承認の変更）

第二十条の二 事務室利用者は、当該利用承認に係る条例第三条後段の規定による変更の承認（以下この章において「変更承認」という。）を受けようとするときは、産業振興センター利用変更申込書（第八号様式）を知事に提出しなければならない。

2 第四条第三項及び第四項の規定は、変更承認について準用する。

第二十一条中「第十九条第一項又は前条第三項の承認を受けた者（以下「」及び「」）を削る。

第二十六条中「第十九条第一項若しくは第二十条第三項の承認」を「利用承認若しくは変更承認」に改め、同条第二号中「第十九条第一項又は第二十条第三項の承認」を「利用承認又は変更承認」に改め、同条第四号中「第二十条第四項」を「第二十条の二第二項において準用する第四条第四項」に改める。

第七章の章名中「の基準等」を削る。

第三十四条を次のように改める。

（指定管理者が管理を行う場合の利用の承認）

第三十四条 国際会議場等又は情報通信交流館の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、条例第四条第七項の規定により、国際会議場等又は大研修室等に係る条例第三条の承認は、当該指定管理者に行わせるものとする。

第七章中第三十四条の次に次の二条を加える。

（指定管理者による管理の基準等）

第三十四条の二 条例第四条第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に当該施設の運営を行うこと。
 - 二 当該施設の維持管理を適切に行うこと。
 - 三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 条例第四条第六項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それ

それ当該各号に定める業務とする。

- 一 国際会議場又は展示場 当該施設の維持管理及び利用の承認に関する業務その他の運営に関する業務
- 二 情報通信交流館、多目的広場、大型テント広場又はアート広場 当該施設の維持管理及び利用の承認に関する業務、利用料金の收受に関する業務その他の運営に関する業務
- 三 産業振興センター 当該施設の維持管理
- 四 観光情報センター 当該施設の維持管理及び供用に関する業務その他の運営に関する業務
- 五 駐車場 当該施設の維持管理及び供用に関する業務
- 三 国際会議場等の管理を行う指定管理者が前項に定める業務を行う場合における当該施設に係る第四条第三項及び第七条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 四 国際会議場又は展示場の管理を行う指定管理者が第二項に定める業務を行う場合における当該施設に係る第十条第二号の規定の適用については、同号中「第六条の規定による届出があった」とあるのは、「当該利用の中止を確認した」とする。
- 五 情報通信交流館の管理を行う指定管理者が第二項に定める業務を行う場合における第十三条第三項及び第十四条第三項において準用する第四条第三項並びに第十六条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 六 指定管理者が第二項に定める業務を行う場合における当該施設に係る第三十六条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 七 次の各号に掲げる施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該施設に係る当該各号に掲げる規定に規定する事項については、当該規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。
 - 一 国際会議場等 第二条、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項及び第二項、第六条並びに第三十七条から第三十九条まで
 - 二 情報通信交流館 第十一条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項及び第二項、第十五条並びに第三十七条から第三十九条まで
 - 三 観光情報センター 第五章、第三十八条第二項及び第三十九条

四 駐車場 第三十一条、第三十三条、第三十八条第二項及び第三十九条

(利用料金)

第三十四条の三 条例別表に規定する規則で定める額並びに電気特別使用料及び水道特別使用料の額は、別表第二のとおりとする。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第三十四条の三関係)

区 分	単 位	金 額
一 情報通信交流館のその他附属設備及び器具		
映写装置	一式につき一日当たり	三千元
音響装置	一式につき一日当たり	二千元
照明装置	一式につき一日当たり	二千元
ステージ台	一式につき一日当たり	二百円
演台	一式につき一日当たり	五百円
花台	一式につき一日当たり	二百円
司会者台	一式につき一日当たり	三百円

二 電気特別使用料及び水道特別使用料

区 分	単 位	金 額
電気特別使用料	使用量一キロワット時当たり	二十円
水道特別使用料	使用量一立方メートル当たり	四百五十円

備考

- 一 「電気特別使用料」とは交流館利用者又は多目的広場若しくは大型テント広場を専用使用により利用する者が持ち込んだ電気器具を使用するために情報通信交流館、多目的広場又は大型テント広場内のコンセント設備を利用する場合及び大型テント広場を専用使用により利用する者が大型テントの照明設備を利用する場合に係る電気使用料をいい、「水道特別使用料」とは大型テント広場又はアート広場内の給水設備を利用する場合に係る水道使用料をいう。
- 二 情報通信交流館における電気の使用量は、交流館利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定する。

第 8 号様式 (第20条の 2 関係)

(日本工業規格 A 列 4 番)

産業振興センター利用変更申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所

氏 名

〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

年 月 日付けで承認のあつた産業振興センターの利用について、次のとおり変更
したいので申し込みます。

変 更 の 内 容

変 更 が 必 要 な 理 由

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十四条の改正規定及び第七章中同条の次に二条を加える改正規定中第三十四条の二に係る部分（これらの改正規定中情報通信交流館に係る部分を除く。）は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第七十四号

香川県駐車場規則の一部を改正する規則

香川県駐車場規則（平成五年香川県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改める。

第十条を次のように改める。

（指定管理者による管理の基準等）

第十条 香川県駐車場条例第三条第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に駐車場の運営を行うこと。
 - 二 駐車場の維持管理を適切に行うこと。
 - 三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 香川県駐車場条例第三条第六項の規則で定める業務は、駐車場の維持管理及び供用に関する業務とする。
- 3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第六条及び第八条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 4 駐車場の管理を指定管理者に行わせることとした場合における第二条、第三条、第五条、第七条、前条及び次条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第七十五号

香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則

香川県産業交流センター規則（平成六年香川県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第五項及び第四条」を「。以下「センター条例」という。（第三条、第四条第五項及び第五条」に改める。

第十三条を第十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

（指定管理者による管理の基準等）

第十三条 センター条例第四条第五項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にサンメッセ香川の運営を行うこと。
- 二 サンメッセ香川の維持管理を適切に行うこと。
- 三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 センター条例第四条第五項の規則で定める業務は、サンメッセ香川の維持管理及び利用の承認に関する業務その他の運営に関する業務とする。
- 3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第五条第三項、第十条及び第十一条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 4 サンメッセ香川の管理を指定管理者に行わせることとした場合における第二条、第三条、第五条第一項及び第二項、第六条第一項、第九条、前条並びに次条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。
- 5 前項に規定する場合における第八条（第五項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「利用者（第五条第二項第三号に規定する利用に係る利用者を除く。次項に

おいて同じ。)は、利用承認」とあるのは、「サンメッセ香川の施設のうち大展示場、小展示場、第一屋外展示場又は第二屋外展示場の利用の承認を受けた者は、当該利用の承認」と、同条第二項中「利用者」とあるのは、「前項に規定する者」と、同条第三項中「第五条第二項第三号に規定する利用に係る利用者」とあるのは、「サンメッセ香川の施設のうち大会議室、中会議室、小会議室又は特別会議室の利用の承認を受けた者」と、同条第四項中「利用者」とあるのは、「第一項又は前項に規定する者」とする。

第十二条を削る。
第十一条第一項中「第九条」を「第十条」に、「利用の承認」を「利用承認若しくは変更承認」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とする。

第九条中「第四条第三項各号」を「第五条第三項各号」に、「同条第一項の承認」を「利用承認若しくは変更承認」に改め、同条第二号中「第四条第一項又は第五条第一項の承認」を「利用承認又は変更承認」に改め、同条第三号中「第四条第四項(第五条第二項)」を「第五条第四項(第六条第二項)」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一号及び第二号中「利用の承認」を「利用承認又は変更承認」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「第四条第二項第三号」を「第五条第二項第三号」に、「同条第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条第三項中「第四条第二項第三号」を「第五条第二項第三号」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とする。

第五条第一項を次に改める。

利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、センター条例第三条後段の規定による変更の承認(以下「変更承認」という。)を受けようとするときは、香川県産業交流センター利用変更申込書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

第五条第二項中「前項の承認」を「変更承認」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項を次に改める。

センター条例第三条前段の規定による利用の承認(以下「利用承認」という。)を受けようとする者は、香川県産業交流センター利用申込書(第一号様式)を知事に提出し

なければならない。

第四条第三項及び第四項中「第一項の承認」を「利用承認」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(利用の承認を要する施設)

第四条 サンメッセ香川のうちセンター条例第三条(センター条例第四条第六項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の承認を受けなければならない施設は、大展示場、小展示場、第一屋外展示場、第二屋外展示場、大会議室、中会議室、小会議室及び特別会議室とする。

別表中「第六条、第七条関係」を「第七条、第八条関係」に改める。

第一号様式中「~~第4号様式~~」を「~~第5号様式~~」に改める。

第二号様式中「~~第5号様式~~」を「~~第6号様式~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十六号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則(昭和三十一年香川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(使用の許可を要しない港湾施設)

第七条の二 高松港湾施設の港湾環境整備施設の第一駐車場、第二駐車場及び第三駐車場(以下「第一駐車場等」という。)については、条例第八条第二項の規定による許可は、要しないものとする。

第八条の見出しを「(使用の許可申請等)」に改め、同条第一項中「者は、」の下に「港湾施設の種類に応じ」を加え、同条第三項第一号中「海洋汚染及び海上災害の防止に関

する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

第八条の二第三項中「乗車定員が十一人以上であり、かつ」を削る。

第八条の三中「高松港港湾施設の港湾環境整備施設の第一駐車場、第二駐車場又は第三駐車場」を「第一駐車場等」に改める。

第十三条第一項中「第一条」を「第一条の三」に改める。

本則に次の一条を加える。

(指定管理者に管理を行わせることができる駐車場等)

第十四条 条例第二十一条第一項に規定する規則で定める駐車場は、第一駐車場等とする。

2 条例第二十一条第六項に規定する規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に第一駐車場等の運営を行うこと。
- 二 第一駐車場等の維持管理を適切に行うこと。
- 三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 3 条例第二十一条第六項に規定する規則で定める業務は、第一駐車場等の維持管理及び供用に関する業務とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月十五日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第二十一号

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則

香川県スポーツ施設管理運営規則(昭和三十九年香川県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「規則は」の下に「香川県スポーツ施設条例(昭和三十九年香川県条例第二十六号。以下「条例」という。)(第四条、第六条第六項及び第十二条の規定に基づき)を

加える。

第二条第一号及び第二号中「使用」を「利用」に改め、同条第三号中「開設」を「開催」に改め、同条第五号中「事項」を「業務に関すること。」に改める。

第三条の二及び第三条の三中「ことができる」を削る。

第九条を次のように改める。

(利用の許可を要する施設)

第九条 スポーツ施設のうち条例第四条(条例第六条第八項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けなければならない施設は、次の各号に掲げるスポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

- 一 香川県立体育館 競技場及びトレーニングルーム(これらを専用使用により利用する場合に限る。)(並びに会議室)
 - 二 香川県立三豊体育館 競技場、柔道場、剣道場、卓球場及びトレーニングルーム(これらを専用使用により利用する場合に限る。)(並びに会議室)
 - 三 香川県立大川体育館 第一競技場、第二競技場及びトレーニングルーム(これらを専用使用により利用する場合に限る。)(並びに大会議室及び小会議室)
 - 四 香川県立屋島陸上競技場 競技場及び補助競技場(これらを専用使用により利用する場合に限る。)(並びに大会議室及び小会議室)
 - 五 香川県立武道館及び香川県立丸亀武道館 競技場(専用使用により利用する場合に限る。)(及び研修室)
 - 六 香川県立総合水泳プール 五十メートルプール及び二十五メートルプール(これらを専用使用により利用する場合に限る。)(並びに飛び込みプール、会議室及び記録室)
- 第十条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第一項中「スポーツ施設を使用しよう」を「条例第四条前段の規定による利用の許可(以下「利用許可」という。)(を受けよう」に、「使用しようとする日までに、スポーツ施設使用申請書(第三号様式)」を「スポーツ施設利用申請書(第一号様式)」に、「香川県教育委員会」を「教育委員会」に、「使用の許可を受けなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第二項中「スポーツ施設の使用の許可」及び「その許可」を「利用許可」に改め、同条第六項を削り、同条第五項中「第三項の」を削り、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項の」を削り、同

項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項の規定にかかわらず、スポーツ施設を専用使用以外で個人で使用しよう」を「スポーツ施設を個人使用により利用しよう」に、「第五号様式」を「第三号様式」に、「第六号様式」を「第四号様式」に、「第七号様式」を「第五号様式」に、「第八号様式」を「第六号様式」に、「使用する」を「利用する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

- 3 利用許可には、スポーツ施設の管理に必要な範囲内で条件を付することができる。
- 4 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第四条後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、スポーツ施設利用変更申請書(第二号様式)をスポーツ施設の長に提出しなければならない。
- 5 第二項及び第三項の規定は、変更許可について準用する。

第十一条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「前条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)(を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「スポーツ施設使用中止届(第九号様式)」を「スポーツ施設利用中止届(第七号様式)」に改める。第十二条を次のように改める。

(スポーツ教室)

第十二条 スポーツ教室に参加しようとする者は、スポーツ教室参加申込書(第八号様式)を当該スポーツ施設の長に提出しなければならない。

第十三条第二項中「として香川県教育委員会」を「として教育委員会」に改める。
第十四条第一号中「使用者」を「利用者」に、「使用できなく」を「利用できなく」に改め、同条第二号中「使用する」を「利用する」に、「使用日」を「利用日」に改め、同条第三号中「使用日」を「利用日」に改める。

第十五条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「第十条第一項の許可」を「利用許可若しくは変更許可」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条第二号中「第十条第一項の許可」を「利用許可又は変更許可」に改め、同条第四号中「第十条第六項」を「第十条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)(」に改める。

第十六条中「次の各号の一に該当する者については、スポーツ施設の長」を「スポーツ施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者について」に改め、同条第三号中「他に」

を「他人」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 利用者は、その責めに帰すべき理由により利用許可若しくは変更許可を取り消され、又は利用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

第十八条中「使用者は、」を「スポーツ施設の」に、「備品等をき損し」を「又は器具を損傷し」に、「とき」を「者」に改める。

第十九条を第二十一条とし、第十八条の次に次の二条を加える。

(指定管理者による管理の基準等)

第十九条 条例第六条第六項の教育委員会規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館又は香川県立武道館(以下「体育館等」という。)の運営を行うこと。
- 二 体育館等の維持管理を適切に行うこと。
- 三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 条例第六条第六項の教育委員会規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 体育館等の維持管理
- 二 利用の許可及び利用料金の收受に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、第二条に掲げる業務のうち教育委員会が行うもの以外のもの

3 体育館等の指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における当該体育館等に係る第十条第二項、第十五条及び第十六条の規定の適用については、これらの規定中「スポーツ施設の長」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 次の各号に掲げる体育館等の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、当該各号に掲げる規定は、適用しない。

- 一 香川県立体育館 第三条
- 二 香川県立三豊体育館 第三条の二

三 香川県立大川体育館 第三条の三

四 香川県立武道館 第五条

5 体育館等の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該体育館等に係る
第八条の二、第八条の三、第十条（第二項、第三項及び第五項を除く。）、第十一条、
第十二条、第十七条、前条及び第二十一条に規定する事項については、これらの規定に
かわらず、当該指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるところによ
ることとする。

(利用料金)

第二十条 条例別表の規定に基づき、教育委員会規則で定める体育館等の利用料金の上限
額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 香川県立体育館の附属施設、附属設備及び器具 別表第一の(2)の表に定める使用
料の額（トレーニングルームの個人使用にあつては、一人につき一回を単位とする使
用料の額に限る。）

二 香川県立三豊体育館の柔道場、剣道場、卓球場、トレーニングルーム並びに附属設
備及び器具並びに会議室の冷暖房使用料 別表第一の(2)から(6)までの表に定める使
用料の額（柔道場、剣道場、卓球場及びトレーニングルームの個人使用にあつては、
それぞれ一人につき一回を単位とする使用料の額に限る。）

三 香川県立大川体育館の第二競技場（専用使用でない場合に限る。）、トレーニング
ルーム並びに附属設備及び器具並びに第二競技場及び会議室の冷暖房使用料 別表第
一の(2)のイ及び(3)から(5)までの表に定める使用料の額（トレーニングルームの個人
使用にあつては、一人につき一回を単位とする使用料の額に限る。）

四 香川県立武道館の競技場（専用使用でない場合に限る。）並びに附属施設、附属設
備及び器具 別表第一の(1)のイ及び(2)の表に定める使用料の額（競技場の個人使用
にあつては、一人につき一回を単位とする使用料の額に限る。）

別表第一中「第13条関係」を「第13条、第20条関係」に改める。

別表第一から3までの表中「使用する」を「利用する」に、「使用区分」を「利用区
分」に、「全面使用」を「全面利用」に、「半面使用」を「半面利用」に改める。

別表第一4の表中「使用する」を「利用する」に、「使用区分」を「利用区分」に、「

のみ使用」を「のみ利用」に改める。

別表第一5の表中「使用する」を「利用する」に、「使用区分」を「利用区分」に改め
る。

別表第一6の表中「使用する」を「利用する」に、「全面使用」を「全面利用」に、「
使用区分」を「利用区分」に、「コース使用」を「コース利用」に改める。

第一号様式及び第二号様式を記す。

第三号様式中「スポーツ施設使用申請書」を「スポーツ施設利用申請書」に、「使用し
たい」を「利用したい」に、

「(ふりがな) (団体にあつては、その

氏 名 (名称及び代表者氏名)

生年月日 年 月 日、を

「(ふりがな) (団体にあつては、その

氏 名 (名称及び代表者氏名)

「使用目的」を「利用目的」に、「使用区分」を「利用区分」に、「使用期間」を「利用
期間」に、「使用設備」を「利用設備」に、「使用施設」を「利用施設」に改め、同様式

を第一号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式(第10条関係)

スポーツ施設利用変更申請書

年 月 日

スポーツ施設の長 殿

申請者 住 所

(ふりがな) (団体にあつては、その
氏 名 (名称及び代表者氏名))

連絡先 (電話番号)

年 月 日付けで許可のあつたスポーツ施設の利用について、次のとおり変更したいので申請します。

許可済の内容	利用目的			
	利用日時			
	利用施設			
変更の内容	変更事項	変更前	変更後	
	変更の理由			
	備 考			

第四号様式を削る。

第五号様式表面中「使用施設名」を「利用施設名」に改め、同様式裏面中「使用」を「利用」に改め、同様式を第三号様式とする。

第六号様式表紙表面中「使用施設名」を「利用施設名」に改め、同様式表紙裏面中「使用」を「利用」に改め、同様式第一巻から第十巻までの中「使用施設名」を「利用施設名」に改め、同様式を第四号様式とする。

第七号様式表面中「使用施設名」を「利用施設名」に、「使用期間」を「利用期間」に改め、同様式裏面中「使用」を「利用」に改め、同様式を第五号様式とする。

第八号様式表面中「使用期間」を「利用期間」に改め、同様式裏面中「使用期間」を「利用期間」に、「使用の」を「利用の」に、「使用を」を「利用を」に改め、同様式を第六号様式とする。

第九号様式中「スポーツ施設使用中止届」を「スポーツ施設利用中止届」に、「の使用」を「の利用」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用日時」を「利用日時」に、「使用施設」を「利用施設」に改め、同様式を第七号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第8号様式(第12条関係)

スポーツ教室参加申込書

香川県スポーツ施設管理運営規則第12条の規定に基づき、次のとおりスポーツ教室の参加を申し込みます。

年 月 日

スポーツ施設の長 殿

申請者 住 所

氏 名

運動種目		コ ー ス	
年 齢	歳	性 別	男 女

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第一号様式、第三号様式及び第五号様式から第九号様式までによる用紙は、当分の間、使用することができる。

香川県民ホール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月十五日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第二十二号

香川県民ホール規則の一部を改正する規則

香川県民ホール規則（昭和六十三年香川県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規則は」の下に、「香川県民ホール条例（昭和六十三年香川県条例第一号以下「条例」という。）第四条、第五条第六項及び第十一条の規定に基づき」を、「定める」の下に「ものとする」を加える。

第十九条を第二十二条とする。

第十八条中「施設」を「県民ホールの施設、設備又は器具」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（指定管理者による管理の基準等）

第二十条 条例第五條第六項の教育委員会規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に県民ホールの運営を行うこと。
 - 二 県民ホールの維持管理を適切に行うこと。
 - 三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 条例第五條第六項の教育委員会規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。
- 一 県民ホールの維持管理
 - 二 利用の許可及び利用料金の収受に関する業務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、第二条に規定する業務のうち教育委員会が行うもの以外のもの

外のもの

- 3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第十条第三項、第十三条及び第十七条の規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは「指定管理者」と第十三条第五号中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

4 県民ホールの管理を指定管理者に行わせることとした場合は、第三条から第六条までの規定は、適用しない。

5 県民ホールの管理を指定管理者に行わせることとした場合における第七条、第八条、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項及び第二項、第十二条、第十八条、第十九条並びに第二十二条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるところによることとする。

（利用料金）

第二十一条 条例別表に規定する教育委員会規則で定める利用料金の上限額は、別表第二のとおりとする。

第十七条中「使用者」を「利用者」に、「使用の許可」を「利用許可若しくは変更許可」に、「使用を」を「利用を」に、「おいて」を「おいても」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第四号中「その他」の下に「県民ホールの」を加え、同条を第十七条とする。

第十五条第一号中「使用者」を「利用者」に、「使用できなく」を「利用できなく」に改め、同条第二号中「使用許可の変更」を「変更許可」に改め、同条第三号中「第九条第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に、「使用する」を「利用する」に、「第十一条」を「第十二条」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一項中「使用者」を「利用者」に、「第九条第一項の許可」を「利用許可」に、「使用許可日」を「利用許可日」に、「使用する」を「利用する」に、「第九条第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に、「使用許可の」を「利用許可の」に改め、同条第二項中「使用者」を「利用者」に、「使用許可日」を「利用許可日」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条第三項中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条を第十四条とする。

第十二条の見出し中「使用許可」を「利用の許可」に改め、同条中「使用者又は第十条第一項の許可を受けた者」を「利用者」に、「第九条第一項又は第十条第一項の許可」を「利用許可若しくは変更許可」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条第二号中「第九条第一項又は第十条第一項の許可」を「利用許可又は変更許可」に改め、同条第三号中「第九条第三項各号」(第十条第三項において準用する場合を含む。)(を「第十条第三項各号」に改め、同条第四号中「第九条第四項」(第十条第三項)を「第十条第四項」(第十一条第三項)に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「香川県県民ホール使用中止届」を「香川県県民ホール利用中止届」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の見出しを「(利用の許可の変更)」に改め、同条第一項を次のように改める。

利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)(は、条例第四条後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)(を受けようとするときは、香川県県民ホール利用変更許可申請書(第二号様式)を館長に提出しなければならない。

第十条第二項中「使用する」を「利用する」に、「香川県県民ホール使用許可変更申請書」を「香川県県民ホール利用変更許可申請書」に改め、同条第三項中「第一項の許可」を「変更許可」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の見出しを「(利用の許可)」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第四条前段の規定による利用の許可(以下「利用許可」という。)(を受けようとする者は、香川県県民ホール利用許可申請書(第一号様式)を館長に提出しなければならない。

第九条第二項中「前項の香川県県民ホール使用許可申請書」を「香川県県民ホール利用許可申請書」に改め、同項各号中「使用する」を「利用する」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同条第三項中「第一項の許可」及び「同項の許可」を「利用許可」に改め、同条第四項中「第一項の許可」を「利用許可」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(利用の許可を要する施設)

第九条 県民ホールのうち条例第四条(条例第五条第八項後段において読み替えて適用す

る場合を含む。)(の許可を受けなければならない施設は、大ホール、小ホール、多目的大会議室、楽屋、リハーサル室、練習室及び会議室とする。
別表第一中「第十三条関係」を「第十四条関係」に改め、同表の備考四から八までの規定中「使用する」を「利用する」に改める。
別表第二を次のように改める。
別表第二(第十四条、第二十一条関係)

種別	名称		単位	使用料	利用料金の上限額
	大ホール	小ホール			
舞台 設備 及び 器具	オーケストラピ ット	大ホール	一式	五千八百三十円	千九百五十円
		小ホール	一式	四千三十円	千三百五十円
	大せり		一基	二千四百六十円	八百二十円
	小せり		一基	千二百三十円	四百十円
	すつばんせり		一基	六百七十円	二百三十円
音響反射板	大ホール	一式	五千九百四十円	千九百八十円	
	小ホール	一式	三千九百二十円	千三百十円	
所作台	大ホール	一式	六千六百十円	二千六十円	
	小ホール	一式	四千百円	千三百七十円	
所作台(花道用)		一式	千七百九十円	六百円	
	松羽目、竹羽目	一式	二千六百十円	八百七十円	
	金びょうぶ	一雙	千六百八十円	五百六十円	
	銀びょうぶ	一雙	千六百八十円	五百六十円	
	鳥の子びょうぶ	一雙	千六百八十円	五百六十円	
	雪かこ	一個	四百四十円	百五十円	
仮設能舞台		一式	一万六千九百三十円	五千六百五十円	

司会者台	舞台用机	演台		長座布団	高座用座布団	緋毛せん	バレエ用シート	上敷 <small>じき</small>	めくり台	大太鼓	仮設鳥屋囲	浅黄幕		紅白幕	ジヨージェット幕		紗幕 <small>しよ</small>		地がすり		平台	
		小ホール	大ホール									小ホール	大ホール		小ホール	大ホール	小ホール	大ホール	小ホール	大ホール		
一台	一脚	一式	一式	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一台	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一式	一枚	一枚	一枚	一枚	一台
二百二十円	百十円	四百四十円	六百七十円	二百円	四百十円	三百三十円	千五十円	三百円	百十円	八百九十円	千百二十円	八百円	千百五十円	千五十円	千七百二十円	二千四百六十円	千二百二十円	千二百三十円	千二百五十円	千七百九十円	二百二十円	
八十円	四十円	百五十円	二百三十円	七十円	百四十円	百十円	三百五十円	百円	四十円	三百円	三百八十円	二百七十円	三百九十円	三百五十円	五百八十円	八百二十円	三百八十円	四百十円	四百二十円	六百円	八十円	

指揮者台														譜面台		いす		ドライアイスマシン		フットライト		花道フットライト		ローアホリゾン トライト		ポーターライト		サスペンション スポットライト		中アッパーホリゾン トライト		アッパーホリ ゾン トライト		天井反射板ライ ト		プロセニアムスポ ットライ ト		フロントサイドスポ ットラ イト		フロントサイドピン スポ ット ライ ト							
一台														一台		一脚		一台		一列		一列		一列		一列		一列		一列		一列		一列		一列		一列		一列		一列					
三百三十円														百十円		六十円		千円		七百八十円		六百七十円		千二百三十円		千円		千二百二十円		八百九十円		八百九十円		千七百九十円		二千九百十円		千七百九十円		千六百八十円		千二百二十円		八百九十円		千二百三十円	
百十円														四十円		二十円		三百四十円		二百六十円		二百三十円		四百十円		三百四十円		三百八十円		三百円		三百円		九百七十円		六百円		五百六十円		三百八十円		四百十円					

許可書文書番号」を「使用日時」を「利用日時」を「利用する」を「利用する」を改
め、

第三号様式「第11条関係」を「第12条関係」を「香川県県民ホール使用中止届」を
「香川県県民ホール利用中止届」を「使用許可書文書番号」を「利用許可書文書番号」
を「使用日時」を「利用日時」を「利用する」を「利用する」を改め、

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の香川県県民ホール規則に定める様式（第一号様式（その三）を除く。）によ
る用紙は、当分の間、使用することができる。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月十五日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第二十三号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年香川県教育委員会規則第十八
号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十二号中「父母」の下に「（配偶者の父母を含む。）」を加え、「職員が養
育する中学校就学の始期に達するまでの子（」を削り、「」をいう」を「以下この号にお
いて同じ」に、「その子」を「職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子」に、
「第十三条第四項」を「第十三条」に改め、「（同項に規定するツベルクリン反応検査を
含む。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

